

(別紙)

宮津市住民活動用バス運行及び車両管理業務仕様書

1 業務の概要

住民活動用バス（三菱 2RG-BE740G 定員 23 人 京都 800 そ 4255）の運行及び車両管理業務

(1) 運行業務の概要

受注者は、宮津市が指示する運行計画により、住民活動用バスの運転業務を行う。

(2) 車両管理業務の概要

受注者は、宮津市の指示若しくは車両の状況に応じ、車内の清掃、洗車及びワックス掛けを適宜実施し、常に車両を清潔に保たなければならない。なお、清掃等に必要な洗剤、ワックス等は受注者が準備するものとする。

(3) 受注者は、故障等により代車が配備された場合、代車を住民活動用バスとして運行及び車両管理をする。

2 運行等業務の日程

運行等業務の日程、回数及び時間帯は不定期であり、毎週末に次週の運行計画を宮津市からファックス又はEメールで連絡する。さらに臨時の運行を行うときは、運行日の前日までに宮津市から連絡するものとする。ただし、気象警報又は災害等の緊急を要する場合にあっては、この限りでない。

3 運行経路

車両運行の行先、経路及び時刻を運行計画により行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、経路等を変更する場合及び運行時刻に著しい変更が生じる場合は、速やかに宮津市に連絡し、その指示に従わなければならない。

4 運転者遵守事項

運転者は、車両の使用にあたって次の事項を守らなければならない。

(1) 関係法令を遵守し、安全運転に努めること。

(2) 常に燃料の節約と効果的かつ能率的な運用を図ること。

(3) 住民活動用バス車両はディーゼル車であり、カーボンを焼却しながら走行していることから、走行中に所定のランプが点灯又は点滅した場合は、安全な場所に停車し、手動再生（クリーニング）を行うこと。

5 運行前点検

運転者は、車両を使用する前に別に定める必要な箇所の点検を行わなければならない。

点検及び運行・管理に際して車両に異常を認めたときは、直ちに宮津市に報告しなければならない。

6 車両の格納

運転者は、車両の運行が終了したときは、直ちに必要な清掃及び整備点検等を行い、所定の場所に格納しなければならない。

格納後は、シャッター支柱のロック及びシャッター施錠の確認を行うこと。

7 運転日誌

運転者は、運行及び清掃等管理業務の一連の業務を「運転日誌」に毎回記帳しなければならない。

8 燃料の管理

運転者は、運行計画を参照して、常に燃料が無くなることのないよう、あらかじめ注油をしなければならない。注油後は、受領したレシートに車番を記入し、宮津市に提出しなければならない。

9 業務従事時間数の積算

業務従事時間数は、1日ごとに運転業務時間数に清掃等管理業務時間数を加えて得た時間数とする。

10 事故発生時の対応

運転者は、万一交通事故があったときは、速やかに宮津市へ連絡すること。

11 事故発生時の損害賠償

受注者、運転者は、その責に帰すべき事由により、本業務の処理に関し宮津市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

上記に備え、受注者は、次表の自動車保険に加入しなければならない。

項 目	補償額
車輛賠償責任保険	時価相当額
対人賠償責任保険	無制限
対物賠償責任保険	無制限
人身損害補償保険	1名につき2億円

12 契約手続

- (1) 本契約は、複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準の変動を反映した契約金額の変更）を適用する契約である。（詳細は別紙1から別紙3を参照）
- (2) 落札者は、契約を締結する際、内訳書を提出しなければならない。
- (3) 落札者は、落札の決定の日の翌日から3日以内に、宮津市企画財政部財政課資産活用係にお

いて、契約を締結するものとする。

13 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項について疑義が生じたときは、宮津市と受注者とが協議してこれを定める。